

# 小松市民病院 ハラスメント対策業務仕様書

## 1. 業務名

小松市民病院 ハラスメント対策業務

## 2. 業務場所

石川県小松市向本折町ホ 60 番地

国民健康保険小松市民病院

## 3. 業務目的

労働施策総合推進法改正（令和元年）に対応し、また当病院におけるハラスメント対策の体制を整え、職員が安心して専門家に相談できることで、ハラスメントを予防・解決し快適な職場環境を形成すること。

## 4. 業務期間

令和 6 年 4 月 1 5 日から令和 7 年 3 月 3 1 日

## 5. 対象者

当病院職員約 7 5 0 人及びその家族、関係者

- ・ 正規及び会計年度職員：約 5 7 0 人
- ・ 派遣職員：約 3 0 人
- ・ 委託業務院内従事者：約 1 5 0 人

## 6. 相談内容

ハラスメントに関する相談、カウンセリング

- ・ 電話による相談、カウンセリング
- ・ メールによる相談、カウンセリング
- ・ WEBによる相談、カウンセリング
- ・ ビデオ通話による相談、カウンセリング

## 7. 利用時間（最低限次の時間において利用ができること）

①電話による相談、カウンセリング

平日及び土日祝祭日：午前 1 0 時から午後 9 時

②メール、WEBによる相談、カウンセリング

年中無休24時間受付

## 8. 相談対応者

下記有資格者が対応すること。

公認心理師、シニア産業カウンセラー、産業カウンセラー、臨床心理士

## 9 相談体制について

- ・相談に従事するものは、相談者の訴えを十分に聴取した上で、相談者が理解できるよう具体的に対応すること。
- ・相談に従事するものに対して、相談技術や個人情報等に関する研修を行い、常に相談技術の向上に努めること。
- ・相談者等が不利益を被ることのないように、相談者の個人情報や事業の受託で入手した情報に関して、適切な管理及び取り扱いを行うこと。

## 10. ハラスメント調査代行について

- ・ハラスメントに関する調査の代行を受託できる体制を整えること。
- ・相談者及び必要であれば対象となる職員等から聞き取りを行い、調査結果を報告すること。
- ・調査後において、必要であれば被害者及び加害者のケアとなる面談を行うこと。

## 11. 第三者委員会の設置について

- ・ハラスメントの調査に関する第三者委員会を設置できる体制を整えること。
- ・院外の専門家のみで構成された委員会を設置できること。
- ・有識者3名以上の委員による委員会とし、調査後報告書を提出するもの。

## 12. ハラスメント加害者に対する指導、研修について

- ・ハラスメント加害者に対する指導、研修を行える体制を整えること。
- ・再発防止に向けた指導、研修を行うこと。

## 13. 職員向けハラスメント研修について

- ・当病院職員に対するハラスメント研修を行えること。
- ・管理職、一般職等様々な職位、職種に対応した研修が行えること。

## 14. 利用状況の報告

電話・メール・WEB・ビデオ通話利用のそれぞれの件数、概要について、各月ごとに報告書を提出すること。

#### 15. 普及・啓発業務

受託者の実施するカウンセリング業務等を周知し、利用を促進するため、当院職員に利用方法等がわかりやすく周知されるよう、チラシ・ポスター等の様式を作成すること。

#### 16. 守秘義務

受託者は、業務の遂行にあたり、業務上知り得た情報及び秘密は、これを保持しなければならない。

ただし、人命や社会的に重大な影響を及ぼす恐れのあることについては、この限りでなく、カウンセラーの倫理（各資格を認定している団体の倫理綱領等）に基づいて対処するものとする。

また、守秘義務については、契約終了後も存続する。

#### 17. 個人情報保護

受託者は、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法に基づき、適正に処理しなければならない。

#### 18. その他

- ・本業務は、この仕様書に定めるほか、当院と十分協議しながら作業を実施するものとする。
- ・本業務実施にあたり、業務の主たる部分（全体を総括・調整する業務に該当する業務）についての再委託は認めない。また、再委託の必要が生じた場合は、受注者自らが実施する業務の範囲を含め、あらかじめ当院の承諾を得なければならない。
- ・本委託業務にかかる消耗品・機器等の諸経費はすべて受託者が負担すること。
- ・本業務において当機構の情報を第三者に漏らしたり、他の目的に使用してはいけない。
- ・この仕様書に記載のない事項、疑義等が生じた場合は、その都度当院と協議すること。